

毎週火、金曜日発行（但休日に当ると翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百七十一号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第三条第一項の規定に基づ

き、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県知事 石破 一朗

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

- ◇教委告示 鳥取県立境水産高等学校専攻科生徒募集要項
- ◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

木材業者
登録番号 登録年月日 住 所 氏名又は団体若しくは法人の名称及び代表者氏名
鳥木第六四号 昭三九、七、二八 気高郡気高町宝木
〃 第六五号 〃 二九 ク 鹿野町西木
安藤 正毅
井上 晴臣

00696

3 昭和39年10月9日 金曜日 鳥取県公報 第3572号 (第3種郵便物
記可)

00695

昭和39年10月9日 金曜日 鳥取県公報 第3572号 (第3種郵便物) 2

八木第一〇三号	六、一三 八頭郡八東町北山	八桜林産株式会社代表取締役 竹本 廉治
第一〇四号	一八、一、一 若櫻町大炊	山根製材所代表者 山根 繁巳
第一〇五号	八東町富枝	太田 宗一
第一〇六号	若桜町若桜	矢部 孝二
第一〇七号		大石 佳弘
第一〇八号		中尾 哲司
第一〇九号		長尾 義男
第一一〇号		岸本 正博
第一一一号	七、 四 智頭町岩神	林 賢蔵
第一一二号	兵庫県多可郡中町鍛冶屋	岸本米太郎
第一一三号	三一 八頭郡若桜町糸白見	重森 則俊
倉木第一	一 東伯郡泊村石脇	森 哲
米木第三	六、一〇 米子市道笑町三丁目八九	株式会社岸本商店代表取締役社長 岸本米太郎
米木第三	三五号	株式会社岸本商店代表取締役 山本 勇
第三	三六号	高野産業有限会社代表取締役 高野 黥
第三	三七号	塩谷林業株式会社取締役社長 塩谷 義雄
第三	三八号	平尾定太郎
第三	三九号	西伯町森林組合長理事 生田 泰治
第四〇号	七、 三〇 西伯郡西伯町法勝寺三七一	大山産業株式会社取締役社長 松本 豊
四	境港市大正町五八	

名和町御会屋 有限会社国谷材木店代表取締役 国谷 金蔵
大山町佐摩三七二番地 大山森林組合組合長理事 伊沢 百伸
末長二八六ノ二 秦野木材有限会社 秦野 聰正
馬田美津雄 坊領

鳥取県告示第五百七十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき豚の所有者に對して、注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年十月九日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 實施の区域 県内全域

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後二月以内のものを除く。

四 實施の期日
昭和三十九年十月二十七日から十一月二十六日まで

五 注射の方法

鳥取縣告示第五百七十二號

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき豚の所有者に對して、注射を受けることを命ずる。

- 一 実施の目的 豚ノレラ予防のため
二 實施の区域 県内全域
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
四 實施の期日

鳥取県知事
石破二朗

昭和三十九年十月二十七日から十一月二十六日まで
五、注射の方法
豚レラ季防液皮下注射

第六三号	八東町富枝三九	若桜町大炊	山根製材所代表者	山根繁巳
第六四号	"	"	太田 宗一	
第六五号	"	若桜町若桜	矢部 考二	
第六六号	"	"	大石 佳弘	
第六七号	"	"	長尾 義男	
第六八号	"	"	岸本 正博	
第六九号	"	"	森 哲	
倉製第一	四四号	七、一 東伯郡泊村石脇		
米製第一	二二号	六、一〇 境港市外江町三、七〇五		
第二	二三号	米子市道笑町三丁目八九		
第二	二四号	" 植園町二丁目		
第二	二五号	高野産業有限会社代表取締役		
第二	二六号	塩谷林業株式会社取締役社長		
第二	二七号	生田林業部代表者		
第三	二八号	有限会社新路組取締役社長		
第三	二九号	新路 実		
第三	三〇号	御来屋木材有限会社代表取締役		
第三	"	吉岡 國谷		
第三	"	生田 泰治		
第三	"	藤本 一		
第三	"	境港市竹内町		
第三	"	西伯郡名和町御来屋		
第三	"	淀江町西原五二三		
第三	"	淀江木材株式会社代表取締役		
第三	"	吉岡 藤吾		
第三	"	楨之		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

昭和四十年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒を
次の要項により募集する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

昭和四十年度鳥取県立境水産高等学校専攻

科生徒募集要項

1 募集生徒数

水産学科

漁業科 約十名

機関科 約十名

2 出願資格

- (1) 昭和四十年三月水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業する見込みのある者

- (2) 水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業した者

3 出願期間

昭和三十九年十月二十七日（火）午前九時から午後五時まで

（土）十二時までとする。

- (1) 昭和三十九年十月十二日（月）から十月十七日（土）十二時までとする。
 (2) 郵送の出願書類は、十月十七日（土）までの消印のあるものは有効とする。

4 出願手続

- (1) 入学志願者は、るに定める出願期間内に、次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校に提出しなければならない。

- (2) 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は卒業資格及び学力を認定するに足る書類

- (3) 入学志願書は、鳥取県立境水産高等学校から交付したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。
 入学志願書は、鳥取県立境水産高等学校から交付

5 入学選抜の方法

- (1) 入学選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学選抜学力検査の結果を総合して行なう。

(2) 入学選抜学力検査は、次のとおり行なう。

(一) 期日 昭和三十九年十月二十七日（火）午前九時から午後五時まで

(二) 場所 鳥取県立境水産高等学校

(三) 学力検査の教科

漁業科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関術(工)、海事法規、英語及び数学

6 合格者の発表

昭和三十九年十月二十九日（木）とし、鳥取県立境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

7 出願等に関する質疑

募集及び出願に関する質疑事項は、鳥取県立境水産高等学校に問い合わせること。

8 参考事項

鳥取県公安委員会告示第十五号

- 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

00703 (認可) 第3種郵便物
昭和三十九年十月九日 金曜日 鳥取県公報 第3572号

00703 (認可) 第3種郵便物
昭和三十九年十月九日 金曜日 鳥取県公報 第3572号

11 昭和三十九年十月九日 金曜日 鳥取県公報 第3572号

昭和三十九年十月二十九日 午前十一時から

米子市万能町 米子警察署

二 暫聞当事者の住所及び氏名

1 西伯郡岸本町坂長一、六七八

2 日野郡日野町金持三三〇

3 日野郡日南町花口八七〇

4 境港市外江町二、九四九

5 境港市上道町三三八

6 境港市中野町八四五

7 西伯郡淀江町大字淀江八一二

8 西伯郡会見町大字御内谷八九九

自動車運転者 梅 原 常 光

西伯郡西伯町字福成四八九

自動車運転者 岩 田 幸 雄

米子市誠訪二七六

自動車運転者 長 谷 川 幸 俊

米子市灘町三丁目一

自動車運転者 福 田 伊勢吉

米子市博労町三丁目一五七

自動車運転者 児 田 中 楠

米子市尾高町三三

自動車運転者 来 海 正 人

米子市道笑町二丁目五二

自動車運転者 若 槻 光 昭

米子市福市八八四

自動車運転者 佐々木 正

境港市中野町八四五

自動車運転者 荒 本 朗 一

西伯郡淀江町大字淀江八一二

自動車運転者 高 島 曜 人

西伯郡会見町大字御内谷八九九

発行日 火 金

発行者 島取県島取市東和上目
印刷所 島取県島取市栗谷町
(定価一部月額二五〇円(送配料共)) 所